新登録の文化財

文化庁文化財部

登録有形民俗文化財

今回の登録有形民俗文化財の登録は、「越後の貸鍬用具」など五件である。これによって登録有形民俗文化財の総数は二一件となる。

越後の貸鍬用具

二六六点

所　有　者　柏崎市（柏崎市立博物館保管）

所有者住所　新潟県柏崎市

越後の貸鍬用具は、新潟県の、特に上越・中越地域で昭和三十年代まで盛んに行われていた貸鍬と呼ばれる習俗に関する用具類をとりまとめたものである。貸鍬とは、鍛冶屋が春から秋の農繁期に農家に鍬を貸し出し、冬の農閑期に農家から貸付料を米などで徴収するとともに必要があれば鍬を修理し、翌春に再び鍬を貸し出す習俗のことで、ここで貸し出される鍬も貸鍬と呼んだ。

この収集は、貸し出される鍬、鍬を修理したり新しい鍬を製作する用具、米を徴収する集米用具、鍛冶屋が農家とのやり取りを記した貸鍬帳などと呼ばれる帳面類からなる。貸し出される鍬には、戦前まで盛んに使用されてきた風呂鍬をはじめ、昭和に入って普及する平鍬、田打ち等に使用する三本鍬、戦後普及した四本鍬、開墾などに使用する唐鍬などがあり、土質や地形等により鍬の種類や刃の形状、刃と柄の角度などに違いがあり、鍛冶屋が貸出先の環境を考慮して鍬を製作、修理していた様相を知ることができる。また、鍬には、使用開始時期を明確にしたり、ほかの鍛冶屋の鍬との混同を避けたりするため、通常入れられることのない製作年代や鍛冶屋の銘が刃の根本に入れられていることも多い。また、通常の鍬では廃棄するような破損でも大掛と称するおおがかりな修理を施すことがあり、そうした修理の跡が見られるのも特徴の一つである。

集米用具は、米を量る枡類や米を入れる米袋などである。

鍛冶屋は、通常、鍬一丁を米二、三升ほどで貸し出したが、これは農家にとっても、鍬を購入する場合の三分の一程度の負担で済む上、米という収穫物で後払い精算ができ、借受中の修理も何度でも無料であるなどの利点があった。

貸鍬帳は、鍛冶屋が営業上の必要から貸出先の農家とのやり取りを書き留めたもので、貸出先や貸し出した鍬の種類などが記載されている。

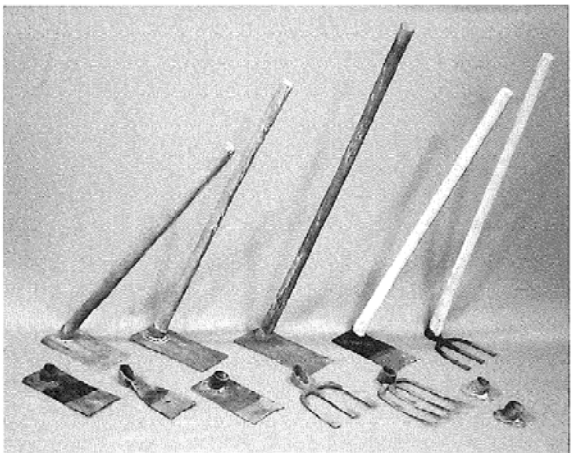

越後の貸鍬用具（貸し出された鍬）

越後の貸鍬用具（帳簿類）